人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日 令和８年８月２５日　火曜日
会議の出席者 川本総裁　土生人事官　菅原人事官 （幹　事）　　佐々木事務総長、荒竹総括審議官 （説明員）　（給与局） 本田給与第三課長
議　題 人事院規則９―２４（通勤手当）等の一部改正
議事の概要 ○　議題「人事院規則９―２４（通勤手当）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。 これに対して、川本総裁から、今回の通勤手当の見直しに限らず、職員が損をすることがないような制度設計へ発想を転換することが重要であるとの意見があった。 ○　議題については、三人事官一致で了承された。

人事院規則9―24（通勤手当）等の一部改正について

院議資料

令和８年８月２５日
給　　与　　局

令和7年の人事院勧告で言及した通勤手当の見直しを実施するとともに、本年度の各府省の組織改正に対応するため、以下のとおり、人事院規則の一部改正を行う。

1　人事院規則9―17（俸給の特別調整額）及び人事院規則9―123（本府省業務調整手当）の一部改正

日本学術会議の法人化による同事務局の廃止に伴う所要の改正を行う。

【規則9―17：別表第1　規則9―123：第4条】

【公布日・施行日】令和8年10月1日

2　人事院規則9―24（通勤手当）の一部改正

月の途中に採用された職員や月の途中で交通費の増額があった職員等の通勤手当について、当月分から支給・改定できるよう見直しを行うとともに、俸給の支給義務者を異にする異動の場合や返納の場合の取扱いを整理する等の所要の改正を行う。

【第8条の2、第12条、第19条～第21条、第23条】

【公布日】令和8年9月1日　【施行日】令和8年10月1日

3　人事院規則9―55（特地勤務手当等）の一部改正

令和8年4月8日に新設された農林水産省九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所大野川支所は2級地に該当するため、当該官署を新たに2級地官署として指定する改正を行う。

【別表第1】

【公布日・施行日】令和8年9月1日 ※令和8年4月8日に遡って適用

（参考）　人事院規則9―24の改正に伴い、昭和38年人事院公示第5号（権限委任公示）の規定の整備等を行う。